

■承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（四万十町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例）

【要旨】

総務省から示された「地方税分野における個人番号利用手続きの一部見直しについて（平成27年12月18日付）」により、地方税における個人番号の利用手続きが一部見直をされたため、四万十町税条例の一部を改正する条例（平成27年四万十町条例第36号）の改正が必要となりました。

本改正については、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律」の施行に係る部分の一部改正のため、平成28年1月1日施行前に公布する必要があるため、緊急を要し議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるものです。

【条例改正内容】

1. 改正の概要

個人町民税及び特別土地保有税の減免申請において、個人番号の記載を求めないようにする。

2. 改正の内容

地方税関係書類で、申告等の主たる手続と併せて提出されるもの、又は申告等の後に関連して提出され则认为られる一定の書類について、納税義務者等の個人番号の記載を要しないことになりました。

このことに基づき、対象書類の見直しが行われまして、税条例関連では、次の申請に対して個人番号の記載を求めないこととしました。

関係条	内容	個人番号を確認する書類
51条	町民税の減免申請	確定申告、給与支払報告等
139条	特別土地保有税の減免申請（該当なし）	申告書